

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
- ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

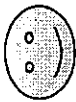
堺市生活困窮者自立促進支援モデル事業について

堺市生活・仕事応援センター

すてっぷ堺

(社福)堺市社会福祉協議会に委託

平成26年6月16日(月)オープン



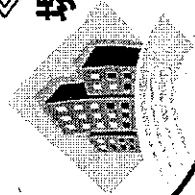
- ・主任相談支援員(1名)
- ・相談支援員(3名)
- ・就労支援員(1名(株パソナに委託))
- ・事務スタッフ(1名)



- 【必須事業】自立相談支援事業
(就労支援も含む)
- 【任意事業】家計相談支援事業

《場所》

堺市堺区南瓦町2-1
総合福祉会館4階



《自立相談支援事業》

★事業内容

くらしや仕事の困りごと、悩み、不安について、解決できるように、ともに考え、継続的に支援を行う。

★支援の方法

①電話、メール、来所、訪問など相談者の希望する方法で、相談に応じる。

※相談内容によっては、適切な関係相談機関へつなぐ。

②相談者の抱えている課題を整理、分析し、ニーズを把握する。

③一人ひとりのニーズに応じた支援を行うために、相談者が目標とする自立を確認しながら、「自立支援計画」を策定し、その計画に基づき、支援を行う。

④課題の解決に向けて、関係機関と連携する。

⑤支援サービスが適切に提供されているか、相談者が目標に向けて変化しているかを、定期的に確認する。

⑥関係機関とのネットワークづくりにとりくむ。

《家計相談支援事業》

★事業内容

- ①家計管理しようという意欲をひきだす。
- ②自分で家計を管理できるようになることを支援する。
- ③課題解決のために、さまざまな支援をつなぐ。

★支援の方法

【家計支援計画の作成】

「家計計画表」や「キャッシュフロー図」を作成し、相談者と一緒に家計の課題を確認しながら、収支の改善や家計管理能力向上の支援を行う。

【関係機関との連携】

消費生活相談窓口、多重債務相談窓口、公的給付や減免等を担当する行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関等さまざまな機関と連携し、適切に各種制度につなげながら支援を展開する。

《就労支援》

生活保護受給者や住宅支援給付受給者への就労支援の実績を活かし、民間人材派遣会社による就労支援を行う。